

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 5 月 17 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて」 の一部改正について◆

表題の一部改正通知が厚生労働省より発出されました。

改正された通知

厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて（昭和 42 年 3 月 28 日年企発第 20 号）

改正のポイント

- ・ 7 月 1 日前の 3 ヶ月間の報酬総額を基に標準報酬月額を決定することが困難で、報酬標準給与を厚生年金基金が算定するのは次の場合と定められている。
 - ① 4～6 月の 3 ヶ月間に、4 月分以前の遅配分や遡及昇給による差額分を受けた場合
 - ② 4～6 月の 3 ヶ月間に、低額の休職給を受けた場合
 - ③ 4～6 月の 3 ヶ月間に、ストライキ等による賃金カットがあった場合
- ・ 今回の改正で次の場合が加えられた。
4～6 月の報酬の平均額から算出した報酬標準給与と前年 7 月～6 月の報酬の平均額から算出した報酬標準給与の間に二等級以上の差が生じた場合で、当該差が例年発生することが見込まれる場合

なお、報酬標準給与の見直しに関する取扱いの詳細は、追って通知する予定であるとされています。

以上

